

## 2 . 年金分野

年金（１）	加算部分における選択一時金の「９０％ルール」の廃止	
規制の現状	<p>厚生年金基金の設立認可基準では、全部選択による選択一時金の額は、下記のア又はイのうち低い方の額を限度とするという条件が課せられている。</p> <p>ア．年金給付のうち保証期間に相当する部分の現価相当額 イ．年金給付の現価相当額に０．９を乗じて得た額</p>	
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 「年金給付の現価相当額に０．９を乗じて得た額」の要件を削除すべきである。</p> <p>（理由） ９０％ルールの存在により、弾力的な給付設計が阻害されている。加算部分は、退職一時金を移行して年金化しているケースが一般的であり、給付設計については労使合意を尊重すべきである。また、受給形態によって取扱いを変えることは、受給者の選択を歪めることになる。</p>	
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金の設立要件について（平成元年３月２９日 企年発第２３号、年数発第４号）	
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等 企業年金 国民年金基金課

年金（２）	厚生年金基金の給付水準引下げに関する要件の見直しと手続きの透明化【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の給付水準引下げにあたっては、「厚生年金基金の設立認可基準」によって厳格な要件が課せられており、かつ厚生労働大臣の認可が必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 「厚生年金基金の設立認可基準」中の給付水準引下げに関する前提条件（第３「年金給付に関する事項」七）に「それらに準じた相当の事由があると認められた場合」を追加し、例示列举とすべきである。また、認可の基準等についての行政の裁量権は、必要最低限なものにとどめるべきである。</p> <p>（理由） 厚生年金基金は公的年金の一部を代行しているため、不利益変更にかかる前提条件や手続要件には厳格な規定が必要であることは理解できる。しかし、給付減額を行うにあたり労使合意を重視した慎重な手続要件を設ける以上、前提条件は本来不要であり、仮に必要とされる場合でも例示列举とすべきである。</p> <p>また、前提条件の審査などにおいて、地方の申請窓口での対応が異なっており、認可の基準が極めて不透明なものとなっている。認可基準等については労使の判断に必要な形で余さず公表し、当該基準等を満たす制度内容であれば、自動的に承認・認可が行われるような体制を構築すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金の設立認可について（昭和 41 年 9 月 27 日年発第 363 号）		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（３）	厚生年金基金の決算早期化【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金は毎事業年度終了後６ヵ月以内に決算に関する書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。しかし、基金の決算に利用するデータには速報値や合理的に推計された数値を用いることができないなど厳しい制約が課せられている上、決算報告書の様式が複雑であるため、基金の財政状況の早期把握が困難となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）          現行より３ヵ月程度決算の早期化を図ることにより、基金が運営上の課題等に迅速に対応することを可能とするため、次のような措置を講ずるべきである。</p> <p>    確報値と大きな差異を生じない決算データについては、速報値や合理的に算定した推計値を用いることが可能となるよう現行基準を緩和する。</p> <p>    決算報告書の内容・様式については、基金の財政状況が把握できる必要最低限の事項のみとする。</p> <p>（理由）          退職給付会計が導入されたことにより、基金の財政状況の早期把握が求められている。さらに財政状況の分析を早期に行うことによって基金の健全化対策を速やかに実行することが可能となる。</p> <p>    決算データとして合理的に算定された推計値が、公正妥当な方法で求められ継続して適用される限り、基金の事務管理体制上大きな問題は生じない。</p> <p>    また、効率的な決算処理を行うためには報告書の様式を簡素化することが不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金令第３９条 厚生年金基金規則第４７条 厚生年金基金における決算事務の取り扱いについて（平成８年６月２７日 年発第３３２３号）		
所管官庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（４）	月例監査の四半期化【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の監査についての具体的内容は、基金ごとに作成する監事監査規程によって定めることとなっている。この規程の内容は「厚生年金基金の事業運営について」（厚生労働省通知）に付された監事監査規程要綱に基づいて各基金共通の内容とすることが規定されており、基金の監査は次の通り行わなければならない。</p> <p>月例監査.....毎月、経理・掛金について監査する。</p> <p>4半期監査...4半期ごとに事業計画の実施状況・積立金の管理運用についても監査する。</p> <p>総合監査（年1回）</p> <p>行政庁監査（3年に1回）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 月例監査を廃止して四半期監査に一本化すべきである。</p> <p>（理由） 平成12年4月の法改正により、これまで月例、四半期、総合の各監査の中心を担ってきた学識経験監事が廃止され、基金の監査は従来の三者体制から、事業主が選定した監事と加入者が互選した監事の二者体制によって行われることとなった。その際、月例監査事項の一部が四半期監査となったが、依然として月例監査を必要とする事項が残されている。</p> <p>しかし、監査業務の効率化を図る観点から月例監査を廃止しても、四半期、年度の監査に加え、3年に一度行政監査が実施されており、事務管理体制上の問題は生じない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第119条第4項 厚生年金基金の事業運営について（昭和41年11月30日年発第549号）</p>		
所管官庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（５）	厚生年金基金の規約の変更に係る認可要件の見直し【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の規約の変更は、政令で定めるものを除き、厚生労働大臣の認可を受けることが法で規定されているが、認可手続きには多大な労力と時間を要している。</p> <p>掛金の見直しに係る規約変更については、指定年金数理人が検証を行い、代議員会の決定を経た後、厚生労働大臣へ認可申請を行うことが必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>設立事業所の編入など、厚生年金保険の代行部分にかかる事項以外の規約の変更は、労使合意を前提に原則として届出制にするとともに、認可を要する事項については処理の迅速化を行うべきである。</p> <p>規約変更事項のうち掛金の見直しについては、厚生労働大臣の認可を不要とし、届出があれば速やかに認められるよう要件を緩和すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>厚生年金基金は代行部分を有するため、様々な規制が課せられている。企業は経済環境の急激な変化に対応するため、人事制度改革の一環として基金の制度の見直しを図ろうとしているが、多くの規制の存在によって、効率的な基金運営のための改革が阻害されている。代行部分に係る事項以外の規約の変更については、労使合意の上、可能な限り届出制に改めるべきである。</p> <p>また、引続き認可を要する事項については、円滑な基金運営が可能となるよう処理の迅速化を図るべきである。</p> <p>年金財政の早期健全化を図るためには、速やかに掛金変更を実施することが重要であるが、現状では規約変更の認可が下りるまでには約３ヵ月の期間を要している。掛金変更にあたっては指定数理人の検証と代議員会の決議を受けており、厚生労働大臣の認可は不要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第 115 条第 2 項、第 3 項</p> <p>厚生年金基金令第 2 条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（６）	受給権者のデータ照会に関するオンライン化の推進【新規】		
規制の現状	<p>基金の運営上必要な厚生年金保険に関する受給権者データの照会は、厚生年金基金連合会を經由して社会保険業務センターへ照会することとなっているが、照会業務は電子媒体化されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 受給者にかかるデータ照会について、社会保険業務センターとのオンライン化を推進すべきである。</p> <p>（理由） 基金は代行部分の給付に充当するため、昭和61年4月以前の期間については給付乗率千分の8相当分、それ以降の期間は千分の7.5相当分の積立を行っているが、受給者の生年月日によって給付乗率が異なるため、基金の積立を超える部分については給付時に政府が負担することとされている。</p> <p>基金は、この政府負担金の申請にあたって、受給者全員の給付額を算定するため、受給者の公的年金にかかる被保険者記録を入手して受給資格要件を確認する必要がある。この他にも在職老齢年金支給に伴う老齢厚生年金等の支給停止情報など受給者のデータ照会が必要となるケースは多い。</p> <p>しかし、一連の照会手続きは紙媒体によって行われており、回答を得るまでに約2ヶ月程度の期間を要する。基金の業務運営を円滑に実施して年金支給の早期化を図るため、受給者情報の照会請求システムを早期に構築すべきである。</p> <p>本件については、平成10年に厚生労働省、社会保険庁、厚生年金基金連合会の3者による定期連絡協議会を設置し検討する予定となっており、早急なオンライン化の実施が求められる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金基金が年金給付費の政府負担を受ける場合の被保険者期間等の確認方法について（平成5年3月24日 企国発第47号）		
所 管 官 庁	厚生労働省、社会保険庁	担当課等	

年金（ 7 ）	厚生年金基金に係る業務報告書の提出頻度の見直しと報告書様式の簡素化【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の運営に関する業務報告書は、四半期ごとに作成し、厚生労働大臣に提出することが義務付けられている。第4四半期以外の業務報告書の様式については、平成10年に簡素化されたが第4四半期分だけは簡素化が行われていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 業務報告書の作成・提出頻度を四半期毎から半年毎とするとともに、年度分の報告書の様式を簡素化すべきである。</p> <p>（理由） 業務報告書については、基金の事業運営状況を的確に把握し、必要に応じて行政指導を行うため、現行、年4回所定の様式により提出することが義務付けられている。しかし、四半期では報告内容に大きな変化はなく、半年に1度の報告で十分所要の目的を達することが可能である。既に資産運用業務報告書は年4回から年1回の提出へ変更されており、基金の事務運営の効率化を進める観点から、業務報告書についても同様に提出頻度を見直すべきである。</p> <p>また、年度の業務報告を求める第4四半期の様式についても必要とされる事項を精査の上、簡素化を図るべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて（平成9年6月11日年 運発第9号） 厚生年金基金の業務報告書の様式について（平成10年10月14日 企国発第30号）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（８）	厚生年金基金の代行部分と企業加算部分の分離裁定の容認【新規】		
規制の現状	<p>基金の受給権に関する法解釈では、基金の年金受給権はあくまで一つであり、「代行部分」と「企業加算部分」という区分は年金給付額算定上の概念に過ぎないという考え方をとっている。この結果、「代行部分」と「企業加算部分」の分離裁定が行えないため、代行給付の制度改定に柔軟に対応することができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 厚生年金基金の受給権について、代行部分と企業加算部分の２つに分割し、それぞれ裁定することが可能となるよう認めるべきである。</p> <p>（理由） 本来、年金の裁定時期と支給開始時期は同一であることが望ましいが、基金の企業加算部分は退職金から移行したケースが大半であり、裁定も退職時に実施している例が多い。そのため、60歳以前に退職した従業員については、代行部分の裁定時期と支給開始時期に乖離が生じている。 その間に代行部分の給付水準の適正化といった改正が実施された場合、裁定後の受給権者の給付内容を変更することが非常に困難であるため、制度改訂への対応が行えない懸念がある。 さらに平成11年の公的年金改正により、平成25年4月以降、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられるため、乖離の期間は一層拡大することになる。裁定時期を支給開始時期に合わせる形で企業加算部分と代行部分の分離裁定を認めるべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局年金課

年金（９）	社会保険庁による裁定未請求者の住所情報の提供【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて基金が裁定することとされている。しかし、受給権者のうち基金への裁定請求がない者について住所が不明の場合、裁定することが不可能であり、給付を受けることができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 国から支給される年金の裁定請求は行ったが、厚生年金基金への裁定が未請求である者の住所情報について、社会保険庁から情報を得られるよう認めるべきである。</p> <p>（理由） 本来、裁定業務は受給権者の申出によって行うものであるが、受給権者保護の観点から、基金は住所が不明で連絡のとれない裁定未請求者に対して、基金脱退時に登録された住所の市区町村役場への住所確認照会を行うといった努力をしている。しかし、脱退者の住所を全て把握することは非常に困難である。社会保険庁は、国の年金受給者の住所情報を有していることから基金の求めに応じて裁定未請求者に関する住所情報を提供すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第 134 条 厚生年金基金規則第 21 条</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省、社会保険庁	担当課等	

年金（10）	厚生年金基金間の権利義務の移転・承継に関する条件緩和【新規】		
規制の現状	<p>平成 12 年の厚生年金保険法改正により、基金間における権利義務の移転・承継が認められるようになったが、移転する側の基金は代議員の定数の 4 分の 3 以上の多数による議決、脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の 4 分の 3 以上の同意といった実質的には企業が合併しない限り、基金を統合することができない厳しい要件が必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 移転する側の基金に対して代議員の定数の 4 分の 3 以上の多数による議決と脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の 4 分の 3 以上の同意という要件を緩和すべきである。</p> <p>（理由） 企業年金制度の再構築の一環として、企業グループ全体の年金債務を把握し、財政の状況に応じた適切な制度運営を可能とするため、複数存在するグループ会社の制度を統合するといったニーズが高まってきている。しかし、総合型基金に加入しているグループ会社の制度を統合する際には、解散時と同等の厳格な移転手続きが求められ、事実上、基金を統合することが不可能となっている。上記のような厳格な手続要件は、効率的な制度再編の阻害要因となっており早急な見直しが必要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法第 144 条の 2 第 4 項		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局企業年金 国民年金基金課

年金（11）	厚生年金基金における遺族一時金給付の対象者要件の見直し【新規】		
規制の現状	<p>厚生年金基金の遺族一時金の給付を受けるには、遺族が死亡した者の死亡当時に生計を同じくしていなければならず、遺族一時金請求書提出の際に生計同一証明が必要となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 遺族が死亡した者と生計同一であったか否かにかかわらず、基金の一時金の給付を受けることが可能となるよう、厚生年金基金令第26条第2項中、「その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの」を削除すべきである。</p> <p>（理由） 現行規定では、死亡した厚生年金基金の加入員及び受給権者が死亡当時に一人暮らしであった場合、遺族は基金の遺族一時金を受け取れない。遺族がいる以上、生計同一であったか否かにかかわらず、遺族一時金は遺族に支給されるべきである。特に、退職手当金の一部を基金に移行している場合であって、退職給付規程によって退職手当金を受け取る権利を有する遺族に対しては、生計の同一にかかわらず、基金からも遺族一時金を支給すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金基金令 第26条第2項 厚生年金基金規則 第22条第2項第3号</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（12）	厚生年金基金間における権利義務移転に関する要件の見直し【新規】		
規制の現状	平成 12 年の厚生年金保険法改正により、厚生年金基金間における事業所単位の権利義務の移転が認められるようになったが、加入員単位の移転は認められていない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 基金間の権利義務の移転について、加入者単位の移転を認めるべきである。</p> <p>（理由） 事業構造の変革に伴う合併・分社化等が進展する中で、現在加入している基金の加入者期間を他の基金と通算できないことが大きな障害となっている。現行制度では、事業所単位の権利義務の移転は認められているが、加入員の転籍は必ずしも事業所単位で発生するとは限らず、一度基金を脱退しなければ他の基金へ移ることができない。これに対して、適格退職年金制度ではグループ企業へ転籍する際、個人単位の通算規定が認められており、制度間で不均衡が生じている。</p> <p>したがって、基金においても加入者期間の通算を認め、年金制度が機動的な組織再編の制約とならないような環境整備を図る必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法 第 144 条の 2 厚生年金基金令 第 5 条の 2 厚生年金基金規則 第 5 条の 2 厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について（平成 12 年 3 月 31 日 企国発第 11 号、年運発第 1 号） 国民年金等の一部を改正する法律、年金資金運用基金法及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行について（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省発 39 号） 国民年金法等の一部を改正する法律等の施行について（平成 12 年 3 月 31 日 年発第 251 号）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	企業年金 国民年金基金課

年金（13）	厚生年金保険の届出事務の簡素化		
規制の現状	<p>平成8年4月の厚生年金保険法施行規則の一部改正によって、資格取得届に住所を記入すること、被保険者に住所変更があった場合にはその都度住所変更届を提出することが義務づけられた。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 住所の変更届出については、変更の都度届出を行うのではなく、年に一度磁気テープ等で届出を行えば足りるようにすべきである。</p> <p>（理由） 多数の従業員を抱えている大企業においては、恒常的に転勤者が発生しており、住所変更届出の対象者が多い。また、記入が義務付けられている住所は漢字、カナ併記であるが、これまで必ずしも住所を漢字で管理する必要がなかったため、業務負荷が大きくなっている企業がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法施行規則第6条の2、第9条の2		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

年金（14）	標準報酬月額の特時改定の廃止【新規】		
規制の現状	<p>健康保険法及び厚生年金保険法では、保険給付及び保険料徴収の基礎となる標準報酬月額を毎年8月1日に定時決定するほか、継続した3ヵ月に受けた報酬を3で除して得た値が、従前の標準報酬等級と2等級以上の差を生じた場合には、随時標準報酬を改定する必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 標準報酬の算定を定時決定に一本化し、随時改定を廃止すべきである。</p> <p>（理由） 随時改定が義務付けられていることによって、被保険者の報酬に関して毎月過去3ヶ月にわたって随時改定の対象であるか否かを判定する必要があり、事務が非常に煩雑となっている。平成15年4月から総報酬制が実施されるが、随時改定は報酬月額を月単位で見直す制度となっており、廃止することが適当と考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>健康保険法 第2条第1項、第3条第4項 健康保険法施行規則 第4条 厚生年金保険法 第3条第1項第3号、第23条、第24条、第27条 年金制度改正案大綱（平成11年3月5日）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局 保険局

年金（15）	パートタイマー・アルバイトが厚生年金保険、健康保険の被保険者となるか否かについての判断基準の明確化【新規】		
規制の現状	<p>パートタイマー、アルバイト等が健康保険、厚生年金保険の被保険者の対象となるか否かについては、以下の判断基準をいずれも満たす場合を原則としているが、これらは一つの目安であって、就業形態等を考慮し社会保険事務所が総合的に判断することとされている。</p> <p>1 ヶ月の所定労働日数が一般社員の概ね4分の3以上である場合 1 日または1 週の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上である場合</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） パートタイマーやアルバイトが、厚生年金保険や健康保険の被保険者となるか否かについて、例えば雇用保険のように週30時間未満は被保険者としなないといった明確な判断基準を設けるべきである。</p> <p>（理由） パートタイマーやアルバイトの雇用が増加している中で被保険者となる者の取扱いの基準が明確でないため、事業所と社会保険事務所の間で判断に差が出てしまうことになる。</p> <p>厚生年金保険や健康保険に関する被保険者資格の取得については、雇用関係が発生した5日以内に社会保険事務所へ必要書類を提出することが義務付けられており、事務処理を効率的に行なうためにも判断基準を明確にすることが不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第15条 健康保険法第13条、第15条 健康保険法施行規則第10条の2 雇用保険法第6条第1号の2 雇用保険法第6条第1号の2の規定に基づく労働大臣の定める時間数 （平成6年2月7日 労働省告示第10号）</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

年金（16）	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書の簡素化【新規】		
規制の現状	<p>年金受給の請求を行う際の裁定請求書は、厚生年金保険法施行規則第30条の規定によって全4ページにわたり本人記入を求めているが、記入項目が多く記入者負担が大きい。また、裁定請求書を作成するにあたって基金への問合せも多く、基金事務局に大きな事務負担が生じている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 厚生年金保険法施行規則で定める裁定請求書の項目のうち、履歴など社会保険事務所が把握している事項については、本人記入とせず確認で済ませるなどの簡素化を認め、記入者負担の軽減を図るべきである。</p> <p>（理由） 厚生年金の加入履歴などの情報は、社会保険事務所が把握しているものであり、記入者負担の軽減を図るために本人にその確認を求めるだけで十分とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法施行規則第30条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	

年金（17）	社会保険事務所の情報処理システムの改善【新規】		
規制の現状	<p>社会保険の一括適用事業所が社会保険事務所に提出する以下の届出書については、磁気媒体によって届け出ることとされている。</p> <p>厚生年金保険の被保険者資格取得・喪失届：フロッピーディスク  厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び  厚生年金保険被保険者報酬月額変更届：磁気テープ</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 社会保険事務所の情報処理システムを至急に更新すべきである。</p> <p>（理由） 社会保険事務所の情報処理システムは、大型磁気テープの利用やJISコードの使用といった極めて旧式のものとなっており、企業は上記の届出を行う場合、自らが管理しているデータを旧式の媒体やコードに変換しなければならないという業務負荷を負っている。情報化の進展に合わせた早急な情報処理システムの改善を行うべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険一括適用の取扱いについて（平成7年11月9日 庁保険発第24号）		
所 管 官 庁	社会保険庁	担当課等	